お客様のお荷物の中に、

危険物



標準引越運送約款や航空法に定められた安全な運行を脅かす恐れのあるもの(爆発の恐れのあるもの、燃えやすいもの、その他人に害を与え、また他のお荷物を損傷・汚染する可能性のあるもの)を「危険物」とし、お引越の際にはその運搬を禁止、あるいはお断りさせて頂く可能性がございます。

このような「<mark>危険物</mark>」は事前にご申告頂き、適切な梱包・品目記載など、要件を満たさなければお運びすることが困難となります。

例えば、こんなものが「危険物」 <代表例>



「危険物」を輸送するには

「危険物」の中には、危険品として<u>輸送ができない</u>ものと、危険品に準ずる品目として詳細表示、適切な梱包、制限数量により安全が確認できれば<u>輸送ができる可能性がある</u>ものがあります。リチウムバッテリー・殺虫剤・制汗スプレー・ドライアイスなどがこれに該当します。

特に、航空貨物輸送の場合は、お客様に「危険物申告書」に署名して頂く必要があり、それを持って航空会社へ事前に申告しなければなりません。お客様には、<u>【事前申告】と【内容物記載】</u>が必要不可欠となりますので、ご協力をお願い致します。

※万が一、お荷物の中に危険物混入の可能性が確認された場合、お荷物を開封させて頂きますのでご了承下さい。

「危険物」なのかわからない!「危険物」なのかもしれない!

と迷われた時には、イヌイ運送株式会社 担当窓口営業所 までお問い合わせください。